

信州大学附属図書館と県立長野図書館との連携に関する覚書

信州大学附属図書館（以下「甲」という。）と県立長野図書館（以下「乙」という。）は、平成25年1月26日に締結した「信州大学と長野県教育委員会との連携に関する協定書」（以下、連携協定書という。）に基づき、長野県内の学術・文化の発展に資するため、相互に連携及び協力する事項に関し、次のとおり覚書を締結する。

（連携協力事項）

第1 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 図書館資料の相互貸借に関するここと
- 二 図書館資料の文献複写に関するここと
- 三 参考調査に関するここと
- 四 職員の研修・相互交流に関するここと
- 五 利用者向け講座・展示等のプログラム企画に関するここと
- 六 収蔵資料書誌情報共用基盤に関するここと
- 七 県内地域情報資料デジタルアーカイブのポータル構築研究・実現に関するここと
- 八 その他甲及び乙が必要と認める事項

（連絡協議会）

第2 連携協力事項の円滑な実施を図るため連絡協議会を設置し、その事務局を甲の事務部及び乙の企画協力課に置く。

（有効期間）

第3 この覚書は、平成27年8月21日から発効し、有効期間は連携協定書の有効期間を適用する。ただし、甲及び乙は、その連携協力内容の評価を行い、甲乙の合意により更新することができる。

（細目）

第4 この覚書に定める事項について疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定める。

上記覚書の締結を証するため、本覚書を2通作成し、甲乙それぞれが署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年8月21日

(甲) 信州大学附属図書館長
印
佐本正治

(乙) 県立長野図書館長
印
平賀研也